

令和5年度

若桜町財政健全化判断比率
等に関する審査意見書

若桜町監査委員

(別紙)

令和5年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和5年度 実質赤字比率

令和5年度 連結実質赤字比率

令和5年度 実質公債費比率

令和5年度 将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和6年8月9日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等の照合審査をすることともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲11.46)	— (▲9.20)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (▲15.73)	— (▲24.02)	20.0	30.0
実質公債費比率(単年度)	9.0	9.6	25.0	35.0
将来負担比率	1.8	— (▲0.6)	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、算定結果がマイナス(黒字)となったので「—」と表記するが、参考として黒字の数値を()内に「▲」で表記した。

- (1) いずれの数値も基準以下で、注視すべき数値はない。
- (2) 実質公債費比率（3カ年平均）は8.9%で、前年度と比較すると1.0%上昇している。また、実質公債費比率（単年度）は、9.6%で0.6%上昇している。この主な要因は、過去に実施した事業分の起債元金償還が増加し、令和3年度以降は単年度で8.3%、9.0%、9.6%と高水準となり、3カ年平均が大きく上昇した。
- なお、実質公債費比率（3カ年平均）は、早期健全化基準の25%を大きく下回っている。
- (3) 将来負担比率は1.8%から▲0.6%と2.4%減少している。これは、地方債現在高など将来負担額が前年より5,877万円増加したが、基準財政需要額算入見込額など充当可能財源が前年より1億785万円増加し、将来負額より充当可能財源の増加額が大幅に上回ったことによる。
- なお、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っている。
- (4) 本町の比率は、いずれも国の示す財政健全化基準の範囲内ではあるが、今後、地方債残高の増加による元利償還金が増加する一方、人口減少が進むことにより基準財政需要額算定で交付税が減少することが予想され、大型事業が増加するとこの比率も一気に上昇する恐れがある。
- 起債や基金の取り崩し等には十分配慮する必要がある。

令和5年度若桜町公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- 令和5年度 簡易水道事業
- 令和5年度 公共下水道事業
- 令和5年度 農業集落排水事業
- 令和5年度 赤松団地造成事業
- 令和5年度 索道事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和6年8月9日

3 審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計名	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
赤松団地造成事業	—	—	
索道事業	—	—	

いずれの公営企業会計も、国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。